

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第73号
事故等種類	養殖施設損傷
発生日時	平成24年7月22日 17時00分ごろ
発生場所	長崎県松浦市調川港 調川港北防波堤灯台から真方位240° 420m付近 (概位 北緯33° 21.3′ 東経129° 43.4′)
事故等調査の経過	平成24年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十八野村丸、309トン
船舶番号、船舶所有者等	131373、まるの漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 筏固定索及び錨索が切断、筏本体が破損
事故等の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、調川港の棧橋を離棧し、船長が操船して対地速力約4～5ノットで西方の港口へ向けるために左転しながら航行中、調川港北防波堤の内側に設置されている養殖施設に接近したため、機関を後進にかけたが、船首が真方位約295°を向いたとき、平成24年7月22日17時00分ごろ、養殖施設に本船の船首が接触して押す形となり、同施設に損傷を生じさせた。 船長は、本船に損傷がなかったため、船舶所有者に本事故発生を連絡したのち、漁場に向けて航行を続けた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	本船が係留していた棧橋の先端から調川港北防波堤までの距離は約250mであった。 養殖施設は、1辺の長さが約20mの正方形の筏5基が調川港北防波堤の内側に沿って設置されており、本事故で損傷した筏は、西側から2基目のものであり、本事故当時、魚は入っていなかった。 船長は、過去に調川港に入港した経験が約30回あり、養殖施設の位置などの港内の状況を把握していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、調川港の棧橋を離棧して港口に向けて回頭する際、船長が

	操船を適切に行わなかったことから、養殖施設に接近し、船首が養殖施設に接触して養殖施設を損傷したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、調川港の棧橋を離棧して港口に向けて回頭する際、船長が操船を適切に行わなかったため、養殖施設に接近し、船首が養殖施設に接触したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 港内など狭い水域で回頭する際は、状況に応じた適切な速力とすること。</li></ul>